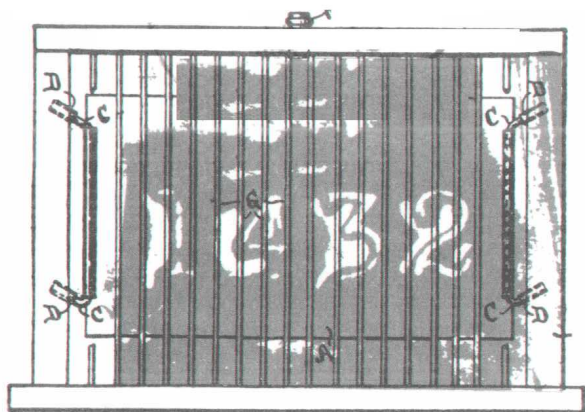


殺人百科 *part II*

陰の隣人としての犯罪者たち

佐木隆三



徳間書店

へさき りゅうぞう

一九三七年生まれ。六三年「ジャンケンボン協定」で新日本文学賞受賞。六八年「奇蹟の市」が芥川賞候補、「大將とわたし」が直木賞候補となる。

一九七六年、大作『復讐するは我にあり』で第七十四回直木賞を受賞。その比類なき手法で、現実の犯罪を完璧なまでの小説にした作品は、日本の文学界に大きな衝撃を与えた。

書齋派作家になることを拒絶し、精力的に取材活動続ける著者の作品は、他の追随を許さない。

著書に『偉大なる祖国アメリカ』『ドキュメント狹山事件』『殺人百科』『事件百景』『詐欺師』『誓いて我に告げよ』『曠野へ』など多数。

殺人百科PART II

——陰の隣人としての犯罪者たち——

1980年2月29日 初刷

定価は帯・カバーに表示してあります

著者 佐 木 隆 三

発行者 徳 間 康 快

発行所 株式会社徳間書店

東京都港区新橋四の一〇

電話東京(43)六二二一番(代表)

振替 東京 四一四四三九二

(風丁・落丁本は本社またはお買求めの書店にてお取り替えいたします)

編集担当 今井鎮夫

殺人百科
PART II — 陰の隣人としての犯罪者たち —

目次

第一話……………	黒い満月の前夜に……………	5
第二話……………	哀れ女獅子の子守唄……………	35
第三話……………	魔の淵を漂った姉妹……………	63
第四話……………	人われを怪物 モンスター と呼ぶ……………	87
第五話……………	雪の溪谷に架けた夢……………	113

第六話……………冷血姉弟の燃えた朝― 145

第七話……………ソドムの市の演出者― 171

第八話……………銃声妖しき元麻布― 185

あとがき― 227

殺人事件年表― 229

装幀
秋山法子

第一話

黒い満月の前夜に……

一九七三年四月四日、最高裁大法廷は、刑法二〇〇条【尊属殺】の重罰規定が、憲法第一四条【法の下の平等】に違反するとの判決を下した。いうまでもなく最高裁は、へ一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所であるが、過去において一度も、違憲判断を下したことはない。したがって、その意味でも、この判決は画期的なものであった。

尊属とは、血縁関係において上の世代にある者をさし、祖父母・父母・おじ・おば等である。対語としての卑属は、子・孫・おい・めい等になるが、刑法においては尊属殺人を重視し、或る人間にとって自分または配偶者の父母・祖父母・曾祖父母等の直系尊属を殺害した者には、二〇〇条へ死刑又は無期懲役ニ処スを適用してきたのである。

この日の判決は、尊属殺の法定刑が、死刑または無期

なのは極端に重すぎると上告していた三件の「親殺し」に対して下されたもので、いずれも原判決を破棄し、刑法一九九条【殺人】における、へ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役に処スを適用したため、減刑になった。

最高裁では、前年の一九七二年五月二十四日、三件の「親殺し」について、口頭弁論をひらいている。おおむね書面審理で片付けたがる、この終審裁判所が、重い腰を上げて口頭弁論をひらいたのは、きわめて異例のことであった。

口頭弁論における弁護側の意見は、およそ次のような内容である。

「親子は互いに協力し、助け合うべきだが、親も子も平等な人格だという前提を忘れて、尊卑の身分的秩序を重視し、その道徳のみを強調することは、親を家長ないし権力者とみることになり、憲法に反する。道徳は道徳と

して、存在することに価値があり、刑罰で強制すべきではない。また【尊属殺】の重罰規定は、親権優位の旧家族制度的思想に根ざす差別規定だから、憲法に反する。

親子の結びつきは、夫婦の結びつきと同様に、社会生活の基盤だから、尊属の殺人を問題にするのならば、夫婦間の殺人や、親による子殺しも重く罰するのでなければ、首尾一貫しない」

これに対し、検察側は、次のように反論した。

「親殺しの刑がきびしすぎることを、三件の被告人にいずれも同情すべき点が多いことは認める。しかし、親と子とは人格として平等だが、子の親に対する関係と、親の子に対する関係は、同じではない。子が、自分を産み、育て、教育し、社会に送り出してくれた親を殺すような行為は、背徳が著しいものとして、特に重く罰せられるべきであり、このことは現在でも、世間を納得させることができる。民主主義の下でも、否定されるべきでない」ところで、最高裁において審査の対象となった、三件の「親殺し」は、どのような事件であったか。

《栃木県の父親殺し》

二十九歳の女性が、父親を殺した。彼女は、十五年間にわたって、実父とのあいだに性的な関係を続け、五人の子どもを産んだ。事件の四年ほど前から、町の印刷工

場で働くようになり、そのうち同僚と恋仲になって、結婚を約束した。しかし、父親が大いに怒り、十日間も監禁したので、「父が居ては自由になれない」と思いこんで、一九六八年十月に、泥酔中のところを絞殺した。宇都宮地裁は、尊属殺を重罰とするのは憲法に違反すると、ふつうの殺人罪を適用したうえ、被告人の行為は、正当防衛の行きすぎの過剰防衛にあたる、と刑の免除を言い渡した。これに対し検察側が控訴し、東京高裁は「尊属殺は合憲」との判断で一審判決を破棄していた。ただし、犯行当時は心神耗弱状態と認められ、気の毒な情状があったとして、懲役三年六月の実刑。

《奈良県の養父殺し》

二十六歳の女性が、養父を殺した。彼女は幼い頃に母と別れ、親類に引取られ養女になったが、養父は酒癖が悪く、ずっと悩まされていた。成人して結婚したが、夫が浮気をするなどで苦しんでいる時期に、酒乱が原因で勤め先をクビになった養父が雇い主に仕返しに行くというので、一九六六年八月、睡眠薬入りの水を飲ませ、眠ったところを絞殺した。奈良地裁は心神耗弱を認めて懲役五年を言い渡し、被告側の控訴の大阪高裁では、懲役三年六月の実刑。

《秋田県の姑殺し未遂》

二十五歳の嫁が、姑を殺そうとした。彼女は嫁いでいる、姑からささいなことで厭味を言われ続け、たびたび実家へ帰っていた。一九六六年八月、祭り見物へ行く姑から、弁当を作るように言われたので、ニギリメシの裏にネコイラズを塗った。しかし姑は、一口食べたところで異臭に気づき、警察へ届出たため、尊属殺未遂で起訴された。彼女は「ただの厭がらせて殺意はなかった」と主張し、秋田地裁は、これを認めて無罪を言い渡したが、検察側の控訴により、仙台高裁は「未必の故意があった」として、懲役三年六月の実刑。

最高裁判決は、その主文において、三人の女性被告人に対する原判決（各高等裁判所）を破棄した。そして改めて、刑法一九九条【殺人】を適用したため、いずれも減刑になった。

栃木県の父親殺しは、懲役二年六月で、三年間の執行猶予。

奈良県の養父殺しは、懲役二年六月（実刑）。

秋田県の姑殺し未遂は、懲役二年で、三年間の執行猶予。執行猶予がつけば、その期間中に新たな罪を犯さないかぎり、懲役はない。これは教育刑の見地からの恩典で、重罪でない被告人は、初犯のばあいほとんど執行猶予が

つく。

あるいは【殺人】のばあいでも、へ死刑又へ無期若くは三年以上ノ懲役」だから、量刑の幅が大きく、心神耗弱状態と認めたときの減刑規定に該当すれば、三年より軽い刑になることがある。執行猶予は、三年以下の刑ならはつけることができるから、殺人罪の被告人も、恩典に浴する。

過去の例を見ると、「子殺し」の親には、たいてい執行猶予がついている。わが子が邪魔だから、殺して情夫へ走る——といったケースを除けば、多くのばあい、無理心中のつもりが自分だけ生き残ったような親が、殺人罪で起訴されているからだ。

その事情は、「親殺し」のばあいにも、共通するのである。

統計によれば、七三年四月の最高裁違憲判決よりさかのぼった五年間、【尊属殺】により起訴された者は、百四十五人である。

このうち、一審で死刑を言い渡された被告人は、わずか一人で、無期が七人である。へ死刑又へ無期懲役ニ処ス」といいながら、実際には、百二十五人が有期刑に減刑され、十人は無罪である（ほかに、刑の免除一人、被告死亡一人）。

これはいずれも、心神耗弱による犯行への減刑、気の毒な情状があるとして酌量減刑が適用されているからだ。もし、この減刑が二重に適用されると、ギリギリ三年六月まで下げられる。なにしろ、無期からの減刑だから、これが減刑の限界だが、三年六月では、執行猶予の恩典に浴せない。

無罪になっているのは、「親殺し」そのものはあったが、「正当防衛」や「心神喪失」と認定されたためである。あるいは「過剰防衛」による、刑の免除であるから、ふつうの殺人とちがって、いかに特別な事情が多いかが分る。

したがって裁判官も、有期刑の被告人に、せめて執行猶予をと思いながら、【尊属殺】の重罰規定により、やむなく実刑判決を言い渡すことがあったのである。

最高裁大法廷は、十五人の裁判官によって、構成される。尊属殺の重罰規定が違憲であるか否かは、全員で評決するわけだが、この三件の「親殺し」に関して、じつに十四人が「違憲」との判断であった。

さらに十四人のうち六人は、【尊属殺】が特別に設けられているのを違憲とする、積極的な意見であった。

とまれ七三年四月四日の、重罰規定を違憲とする判決により、刑法二〇〇条は、死文化した。法務省は、ただ

ちに全国の検察庁に対し、尊属殺で起訴してはならないと指示し、最高検は、全国の高裁・地裁において審理中の、三十六件の尊属殺を、一九九条の【殺人】に切換えよう、通達した。

同様に、刑法二〇一条【尊属殺予備】二〇三条【尊属殺未遂】二〇五条【尊属傷害致死】二一八条【尊属遺棄】二二〇条【尊属逮捕監禁】などの関連条項も、失効することになった。

さらに法務省は、七三年四月四日現在で、全国の刑務所に服役中の、【尊属殺】の受刑者二百二十五人（無期刑七十一人、有期刑百五十四人）については、これまでの判決は有効としながらも、行政的な恩情として、個別に恩赦を適用し、刑の免除、仮釈放などにより救済する方針をとった。

こうして、奈良朝時代の大宝律令（七〇一年）いらい、極悪犯罪に位置づけられていた尊属殺は、消滅した。大宝律令の原典は、中国の唐法で、儒教的な倫理観と道德観が基本であったが、この封建遺物を、ようやく民主主義的な理念によって葬ることができたのである。

そしてなによりも、この画期的判決のきっかけは、《栃木県の父親殺し》事件だったのである。

一九六八年十月五日、前夜来の雨は上がったものの、冷えこみはきびしく、那須高原から八方ヶ原にかけて、一面の霜であった。

紅葉は例年より、およそ一週間ほど早く、最高の見ごろとあって、土曜日の五日は、那須ボルケーノハイウェイ、塩原もみじラインなど有料道路は、観光バスやマイカーで賑わった。

夜になって、テレビのローカルニュースは、日曜の天候はだいたい晴れ、もみじ狩りの行楽客はずいぶん数に達するだろうと、伝えていた。そして十月六日は、中秋の名月。たぶん雲に妨げられることはないだろうが、たまたまこの日は皆既月食にあたり、五十五年ぶりの黒い満月になる……。

高原の麓の、日光街道（国道四号線）に面した、人口三万ちょっとの都市は、中世の城下町だった。この町は物資の集散地として発展し、東北本線の貨物駅になっており、木製加工業が盛んである。

この小都市の北のはずれ、森を背におよそ三十戸ほどの、市営住宅がかたまっている。木造平屋建てで、六畳と三畳の部屋があり、台所と浴室つき、一定以上の収入があれば、入居できないきまりなのだ。

質素なたたずまいの市営住宅の、西端の十三号棟は、

土曜の夜も早い眠りだった。この家には、小学生の娘が三人居る。五年、四年、二年で、いずれも健康そうに太って、色白である。あしたは日曜だから、早起きしないでいい。テレビを引き続き観たいと、せがんでいたものの、ゴールデンアワーの最中に、母親の叱る声が出て、家の中が暗闇になった。

八時台の番組は、NHKヘオリンピック・メキシコ大会、NTVへかみなり三代・青春をぶっつけろ、TBSへ台風がやって来た、フジヘコント55号・世界は笑う、NETへ素浪人月影兵庫、東京12チャンネルへハプニングバラエティ・ぶっちゃけむくれ東京！である。

白黒の十四インチながら、この箱は夢をもたらず。なぜ早寝でなければならないのか……。子どもたちは、怨みに思いながらも、フトンにもぐって、いつの間にか、寝息をたてはじめていた。

十三号棟は、玄関が北向きである。入って左側が便所、右側が台所と浴室になっており、六畳と三畳の居室が南側の庭に面している。

この家は、五人家族であり、フトンは、六畳間に三組、三畳間に一組敷く。西側の三畳間には、子どもの勉強道具などが置かれて、小学五年の長女が一人寝る。そして、襖で隔てた六畳間には、洋服ダンス、整理ダンス、茶ダ

ンス、テレビなどがあり、北向きに三組のフトンが並ぶ。三畳間に近いほうから、小学四年の二女、小学二年の三女で、東端に子どもたちの両親が寝る。両親の定位置は、右側が母、左側が父である。つまり子どもたちから見て、母親は、父親をはさんで、向う側に寝ている。

五十三歳になる、植木職人の父親は、三人の子どもが小学校から帰って来たとき、すでに酒を飲んでいて、日本酒の一升瓶を、あぐらをかいた両脚で抱くようにして、コップでちびちびやるのである。

雨あがりの朝、いつものように紺色モモヒキに地下タビの父親は、弁当を持って、出かけたのだった。しかし十二時半頃には、もう帰って来て、家で弁当を食べながら、二分目くらい残っていた一升瓶の酒を、飲みはじめたのだ。

中肉中背で、外仕事でありながら色白の父親は、ちょっと酒が入っただけで真っ赤になる。もともと、あまり強いほうではないのだが、のべつ飲んでいる。とりわけ先月末からは、ひどい荒れようで、夜になると必ず、泥酔状態なのだった。

ぶつぶつ呟きながら、時間をかけて弁当を食べた父親は、フトンを敷くよう母親に命じると、モモヒキのまま寝入った。大イビキなのだが、ときどき、はつとしたよ

うに起き上り、家の中を見回すと、またすぐ眠る。

午後五時半になると、フトンから出た。そして、ふたたび酒なのだが、すでに日本酒は切れている。ただちに母親が、酒屋へ走って、一升三百五十円の、焼酎を買って来た。一眠りして、元氣を取り戻した父親は、自分で栓を抜き、コップに注いで飲みはじめ、やがて夕食になった。

この日、一家の夕食の献立ては、山芋の煮つけと、白菜炒めであった。六畳間の、縁側に近い角に置いてあるテレビを観ながら、五人そろって食べた。そして七時すぎ、まず父親がフロに入り、白い肌を真っ赤にして、出て来た。ずっと続いている習慣で、タオルで前を覆うこともせず、全裸なのである。

フトンには、昼寝のときのままだから、五十三歳の父親は、すぐに寝た。たちまちの大イビキだが、ときどきはつと目覚めるのは、昼間と同様であった。そんな間に、母親は子どもをせきたてて、入浴させた。そして最後に、台所の片付けを終えた母親が行き、シミーズの上に二重ガーゼの寝巻で出て来たのが、八時十分くらいだった。

二十九歳の母親は、骨格ががっしりして、大柄である。色白でふっくら……だったのは、十日くらい前までで、このところ急に、げっそりと瘦せた。いつもニコニコし

ていると、評判がいいのだが、頬の肉などすっかり落ち、人とすれちがっても上の空といったありさまなので、

「なにがあったべ？」

と近所の人が、子どもたちに聞いたほどである。

「知らねエ」

答えはしなかったが、しかし、長女と二女は、だいたいの事情を、察している。母親はなに言わないけれども、父親がわざわざ、聞かせたからだ。

「母ちゃんは、おめらと父ちゃんを捨てて、出て行くちゆうだよ。ひでえもんだなア、工場の若い男に惚れちまっつてよ、さかりのついた犬と同じだべ。おめら、ようく見ておけ、あれで母親といえるか？」

四年前から、母親は、勤めに出ている。従業員十二人の、印刷所へ通い、日給六百元の文選工なのである。その工場で、若い男と恋愛になった……。当然ながら、子どもたちは、大いに関心を抱いたが、大声で悪態をつく父親に、なにひとつ弁解しようとせず、母親は溜息ばかりつく。

黒い満月の前夜、風呂上がりの母親は、まだテレビがついているのに気づき、早くスイッチを切るよう叱った。父親は大イビキなのだから、安らぎのひとつときである。せめて土曜ぐらいはと、抗議したものの、聞き入れても

らえなかったのである。

父ちゃんの言うとおりのかもしれない。

小学四年の二女は、このとき、そう思った。彼女は後に法廷で、「どっちが好き？」と尋問され、「父ちゃんのほう」と、供述するのである。

とまれテレビを消したのが、八時十分くらいだった。小さな紫の赤模様の寝巻を着た母親は、長女がフトンへ入るのを見定めて、襖を閉めた。小学五年の長女が、一人で寝る三畳間の、二十ワットの電灯は、一週間も前から切れているのだが、球はまだ取替えてない。

「おやすみ……」

長女は、声をかけた。彼女は妹とは逆に、「好きなのは母ちゃんのほう」と、証言するのである。だから、母親が襖を閉めて、六畳間の四十ワットの明りを消し、父親の横へ臥す気配を確かめると、そっと上半身を起した。時間をかけ、音のしないように、襖を半分ほど開けるためだった。もしかして夜中に、母親が家出するかもしれない。そのときは、仕度のために、六畳間の電灯をつけるだろうから、こちらに明りがさす。そしたら、起きて行って、すがりついて止めるつもりで、四、五日前からこうしているのだった。

しかし、いったん寝入った彼女が、明りに気づいて目

を覚ましたら、隣室で起きているのは、父親のほうだった。全裸のまま、枕元にあぐらをかいて、焼酎の瓶をかかえている。父ちゃんは、母ちゃんに家出されてはと、寝ずの番のつもりなのだろうか。彼女はそっと寝返りを打ち、眠ろうと努めた。

市営住宅から、なだらかな坂を上って、百メートル足らず、県道へ出る左角の雑貨屋の夫婦が、表戸を叩く音で起きたのは、黒い満月の前夜の、午後十時半頃だった。

すでに家族全員が、就寝している。六十二歳の雑貨屋主人と、五十二歳の妻は、店舗に面した八畳間で眠っていたのであるが、

「おばさん、おばさん！」

呼ぶ声には聞き覚えがあり、まず妻のほうが起きて、土間に降りて行き、雨戸を開けた。

主人のほうは、床の中で、洗面をつくりながら、タバコに火をつけていた。すると飛びこんで来た女が、いきなり大声で、妻に訴えたのだ。

「おばさん、父ちゃんを、殺しちゃった」

驚いて、寝巻のまま出てみると、十三号棟の女が、妻にしがみついて、泣きじゃくっている。女の服装は、薄

い毛糸の白と黒のシマになったセーター、紺のサージのズボンで、素足に男物のサンダルであった。

そして彼女の三人の子どもが、おずおず入って来て、菓子の陳列棚あたりに立っている。三人の少女は、いずれも外出着で、通学のときの、ズック靴をはいていた。

「それは、ほんとうのことなんだね？」

飛びこんで来た女を、抱きしめながら、妻が二度ほど、念を押した。すると、少女たちの母親は、「ううっ」とうなりながら、何度も頷くのである。

「あんた……」

妻も、涙声になって、こちらを振り向く。そこで雑貨屋の主人は、近づいて行きながら、問うた。

「ほんとに、父ちゃんを、殺したのか？」

「うん」

十三号棟の女は、顔を上げると、二重瞼の目から、さらに涙をあふれさせながら、はっきり告げた。

「父ちゃんを、絞め殺したんだ」

「それが、ほんとのことなら、いいかね、よくお聞き……」

妻が、腕の中の女に、言い聞かせた。

「自分たちの力では、どうにもならない。警察にお願いしなければならんが、あんた、それでもいいのね？」

「お願いします、お願いします！」

女は絶叫し、ふたたび、激しい鳴咽になった。どうやら「父ちゃん」を殺したのは、事実のようである。この付近に、電話がある家は、ここだけだから、警察への連絡を頼みに来たとも考えられる。

雑貨屋主人は、自分の口から、念を押さずにはいられなかった。

「すると、警察に連絡して、来てもらうほか、方法がない。この電話で、たつたいま一〇番するが、異存はないね？」

「はい、お願いします」

「じゃあ、かけるよ」

タバコの火は、いつのまにか、消えていた。六十二歳の雑貨屋主人は、赤電話に、キーをさしこんだ。だいぶ前に、市営住宅でボヤが発生したとき、十円玉を入れて一―九番し、相手の声しか聞えなかった経験がある。

いったん受話器を取ったが、ダイヤルするのをやめ、主人は陳列棚のグリコを三個つかんだ。そしてオマケが「女の子向き」であるのを確かめると、無言で立ちつくしている三人に、一つずつ渡した。すると小学校二年の子が、「ありがとう」と言い、上の二人は、顔を見合せただけだった。

「モシモシ、警察ですか……」

一―〇番が出たので、まず店の名前と、場所を告げたら、抱き合っている女二人が、さらに激しく、高い声で泣いた。

「はい、本人は、私とこに居ります。警察へ連絡してくれと、頼みに来たのですから、これは、自首であると思います。そのところを、まちがえないように」

わざわざつけ加えた部分に対して、応答は思わしくないものだったから、なにかしら気まずい。そこで雑貨屋主人は、市営住宅十三号棟を、自分の目で確かめてみることにした。たとえば、絞め殺したと思って自首したが、絞められた当人が息をふきかえしていたケースだってある。

ひょっとしたら、あの植木職人は、むっくり起き上って、一升瓶をかかえて飲んでいるんじゃないか。なにしろ、タフな奴だから……。

県道わきの雑貨屋から、市営住宅十三号棟まで、およそ百メートル。小走りに行きながら、六十二歳の主人は、仕事帰りにときどき立寄る、植木職人の口癖を思い浮べた。

――へへへ。なんか、へ、この立つようなものは、ねえか？

どうしようもなく、下卑た笑いかたで、舌なめずりするみたいに、口をもごもごやりながら、店先を見回す。

——さてね、あったら、こっちが教えてもらいたいよ。

——そんな、薄情なこと、言うでねえよ。

——若い奥さんを持つと、たいへんだね。

——へへへへ。

まさか、あの男は、こっちが何も知らないのと、思っていたのではあるまい。この頃では、市営住宅の皆が、十三号棟の夫婦が、じつは父娘だと気づいている。にもかかわらず、しれっとして、「へのこの立つようなもの」を買いに来る。いっそ、「親子丼がいいだべ」と、言つてやったら、どんな顔をしただろう？

平素は無口だが、いざとなると弁の立つ、あの植木職人のことだ。世間の者が、どのような風評を立てているか、知らないはずはない。むしろ気づいているからこそ、ひらきなおって、わざと下卑た笑いで、あんな言いかたをしたのではないか。けっきょく店に寄って、買つて行くのは、オマケつきのグリコ三個……。

「ごめん、今晚は」

十三号棟に着いて、雑貨屋主人は、いちおう声をかけた。カギのかかっていない、木製ドアを開け、玄関から入って行つて、電灯がついている六畳間を覗いたら、五

十三歳の植木職人は、頭をこちらに仰向けに寝ていてびっくりとも動かず、その顔には黄色のタオルがかけてあった。

パトロールカーが到着して、ひとまず雑貨屋で事情を聞いた。市営住宅十三号棟の、二十九歳の女は、このときすでに涙が乾いているかのようで、警察官の尋問にしっかりと口調で答えた。

「私が父ちゃんを、殺しました。まちがいありません」
パトカーは、引き続いて、何台も到着している。オマケつきグリコを握りしめた、小学二年の三女は、そのたびに表へ出て数えていた。

「お姉ちゃんが言っていることに、まちがいはないかね？」

若い警察官が、子どもたちに、声をかけた。すると水玉模様のブラウスの、小学四年の二女が、すぐに答えた。
「うん。母ちゃんが、父ちゃんの、首を絞めた」
「母ちゃんが？」

最初のうち警察は、十三号棟の一家の家族構成がのみこめず、無線による報告が、混乱した。一一〇番通報によれば、娘が父親を殺したという。しかし現場に来てみると、夫婦に子ども三人である。第一報が誤りで、妻